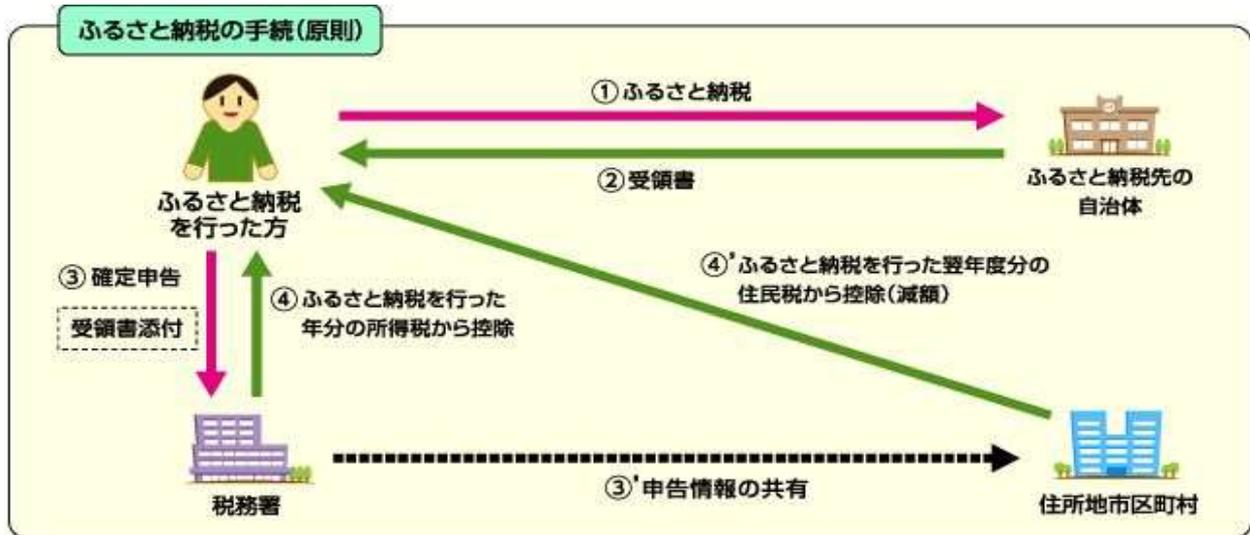


ふるさと納税を行う皆様へ（税控除の手続）

～ ふるさと納税について税控除の適用を受けるためには申告手続が必要となります ～

県や市などの自治体への寄附（いわゆる「ふるさと納税」）を行ったときは、申告手続を行うことにより、所得税と住民税について、一定額の控除を受けることができます。税控除の適用を受けるまでの手続の流れは、次のとおりです。



（総務省のホームページから抜粋）

① ふるさと納税をする

寄附の方法は、自治体により異なります。

② 受領書等の交付

税控除の申告手続を行うために必要となるので、必ず受領書・領収書等の交付を受け、申告手続で使用するまで大切に保管してください。

③ 確定申告を行う

寄附をした年の翌年3月15日までに、税務署へ確定申告書を提出する必要があります。

※確定申告書への記載事項については裏面をご参照ください。

③' 申告情報の共有

税務署に提出された確定申告書の内容が、住所地の市町村へ送付されます。

④ 所得税から控除

寄附をした年分の所得から一定額が控除され、所得税が減額されます。減額の結果、給与等からあらかじめ源泉徴収された所得税額が納めすぎとなる場合は、所得税が還付されます。

④' 住民税の控除

寄附をした年の翌年度に納めるべき個人住民税所得割の額から一定額が控除されます。なお、住民税については、控除後の額により納付すべき所得割額が確定するため、所得税のような還付金は発生いたしません。

※控除額の計算方法等については、裏面の「ふるさと納税による控除の内容」をご参照ください。

確定申告書への記載事項

ふるさと納税について、所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除を受ける場合に、確定申告書に記載が必要な事項は、次の3ヶ所です。

- ①第一表 「所得から差し引かれる金額」内の「寄附金控除⑱」欄

寄附金控除⑱									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

← 所得税法の規定により計算した控除額を記入

- ②第二表 「〇所得から差し引かれる金額に関する事項」内の「⑱寄附金控除」欄

⑱寄附金控除	寄附先の所在地・名称	寄附金	円
--------	------------	-----	---

← 寄附をした自治体の所在地・名称と寄附金額を記入

- ③第二表 「〇住民税に関する事項」内の「寄附金税額控除」欄

寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	円	条例指定分	都道府県	円
	住所地の共同基金、日赤支部分			市区町村	

← 「都道府県、市区町村分」に寄附金額を記入

(総務省ホームページのお知らせ)

総務省では、ふるさと納税申告手続の簡素化を図るための取組みとして、ホームページで「確定申告書の記入例」、「ふるさと納税をされた方のための確定申告書作成の手引き」、「2,000円を除く全額が控除できる寄附金額の一覧(目安)」などの情報提供を行っております。詳しくは、下記アドレスのページをご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

ふるさと納税による控除の内容

1月1日から12月31日までの間にふるさと納税として自治体に寄附した金額のうち2千円を超える部分が、当年分の所得税と翌年度分の住民税から、一定の上限まで控除されます。控除される金額は、次のとおりです。

- ① 所得税……………(寄附金額－2千円)を所得控除 (所得控除額×所得税率(0%～45%)×1.021)^{※2}が軽減
- ② 住民税(基本分)…(寄附金額－2千円)×10%を税額控除
- ③ 住民税(特例分)…(寄附金額－2千円)×(90%－所得税の限界税率(0%～45%)×1.021)^{※1}を税額控除

ただし、住民税特例分の税額控除については、住民税所得割額の2割が限度となります。

※1 所得税率と限界税率は、所得に応じて「0%から45%」となります。
所得税の限界税率は、所得税の税率とは異なることがあります。

※2 復興特別所得税に係る軽減分

【控除額の例】

給与収入700万円(所得税率・限界税率20%)の方が3万円寄附した場合 ※所得税率と限界税率が同一の方の場合

A 寄附金額	B 税控除額	C 実質的負担額 (A－B)
30,000円	28,000円	2,000円
	(内訳)①所得税 5,600円[(30,000円-2,000円)×20%]	
	②住民税(基本分) 2,800円[(30,000円-2,000円)×10%]	
	③住民税(特例分) 19,600円[(30,000円-2,000円)×70%(90%-20%)]	

(注) 控除額をわかりやすくするため復興特別所得税に係る軽減分を換算しておりません。

【越谷市に対するふるさと納税について】

越谷市役所 経済振興課 (048-967-4680(直通))までお問い合わせください。

【寄附金控除申告手続・控除額等に関する具体的なお相談について】

税控除の手続を行うこととなる市区町村(寄附をした年の翌年の1月1日にご住所のある市区町村)の税務担当課へ直接お問い合わせください。